

令和6年度

第11回定例農業委員会会議録

令和7年2月20日 開催  
令和7年2月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和6年度 第11回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第14号

令和6年度 第11回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年2月14日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和7年2月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年2月20日 午後 1時30分

閉会 令和7年2月20日 午後 3時10分 (会期1日)

第1日目 (2月20日)

出席委員 14名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹	16番	松岡 正広
3番	末長 憲二	11番	川西 正廣	17番	松内 利和
4番	長尾 清	12番	丸尾 説男	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	14番	横井 博美	19番	

議事録署名委員

5番 西川 謙三 委員、8番 滝川 廣男 委員

欠席

6番 中島 美紀 委員、7番 佐藤 裕子 委員  
10番 金滝 耕治 委員、13番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 副主幹 横井 邦洋 主査 岩部 有起

傍聴人 人

## 議事日程

令和 7 年 2 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】  
について
- 第 8 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 9 議案第 7 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 7 年 2 月 定例農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理（國重）

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 6 年度第 11 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長（笹川）

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、6 番 中島 美紀 委員、7 番 佐藤 裕子 委員  
10 番 金滝 耕治 委員、13 番 福家 範行 委員 の 4 名です。  
よって、農業委員出席者は、14 名です。

「会期の決定」ですが、会期は本日 1 日限りといたします。

「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長（笹川）

本日の議事録署名人には、5 番 西川 謙三（にしかわ けんぞう） 委員  
8 番 滝川 廣男（たきかわ ひろお） 委員  
を指名します。

議長（笹川）

それでは、議案第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は5件です。

議案第1号-1

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地： [REDACTED] 畑 177 m<sup>2</sup>

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲渡人が相続にて取得したものの自身が県外に居住しているため管理に苦慮しており手放すことを検討していたところ、隣接地を管理する譲受人が申請地を引き受けることで話がまとまり、本申請に至ったものです。

譲受人名義の経営面積はないものの、親世帯には7,053 m<sup>2</sup>の経営面積があり、自身も農作業に従事しており、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦は40年、農作業の従事日数は300日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、トラックが各1台あります。また、野菜を作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅からすぐ目の前で徒歩1分未満であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額56万円

申請地： [REDACTED] 田 2,597 m<sup>2</sup>

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地はこれまで譲受人が借り受けブドウの栽培に供していた農地です。この度、両者の間で申請地の売買の話がまとまったため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が6,717 m<sup>2</sup>、借入地が4,647 m<sup>2</sup>、合計11,364 m<sup>2</sup>あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、ぶどうを予定しております。

譲受人の農作業暦は、20年、農作業の従事日数は300日で、機械の所有状況については、防除機、トラックが各1台、農舎が150㎡あります。

また、これまでと同じくぶどうの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅からは0.2km、徒歩で3分であり、通作可能な圏内であるものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地： [REDACTED] 田 1,121㎡ 外1筆 合計3,020㎡

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は現在譲受人が借り受けて耕作している農地であり、県外に居住しているため農地を手放すことを検討していた譲渡人が、現耕作者である譲受人に打診したところ購入することで話がまとまったため、申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が2,814㎡、借入地が3,020㎡、合計経営面積が5,834㎡あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、ニンニクを予定しております。

譲受人の農作業暦は3年、農作業の従事日数は200日で、機械の所有状況については、トラクター、運搬機、軽トラックが各1台、農舎77㎡あります。

また、これまでと同じ品目の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、10km、車で15分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-4

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額10万円

申請地： [REDACTED] 畑 422㎡

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲渡人が3年前に競売で取得したものの、持病による体調不良で管理が出来なかったため、貸借権の設定はしていないものの隣接する宅地を取得した譲受人が2年ほど前から管理をしてきました。この度、両者の間で売買の話がまとまっ



委員一同

なし

議長（笹川）

続きまして、議案第2号について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について説明致します。

今月は、5件です。

議案第2号-1

地区・図面： ██████████ 図面番号5条-1

権利設定 所有権移転

申請地 : ██████████ 田 759 m<sup>2</sup>外2筆 合計2,203 m<sup>2</sup>

地種 : 3種農地、用途地域

併用地 : 雑種地30 m<sup>2</sup>、農道・水路74.85 m<sup>2</sup>

申請者 : 【譲渡人】 ██████████

【譲受人】 ██████████

転用目的 : 宅地分譲

用途 : 宅地分譲

施設の概要 : 6区画

申請内容 : 転用者は、██████████で平成19年に設立、資本金1千  
説明 万円で、不動産売買業並びに仲介業、土木・建築工事設計・施工外多様な部門を経営する法人です。

転用目的は宅地分譲用地で、所有権の移転をするものです。

申請地は、第3種農地で、都市計画法に規定する用途地域（第1種住居地域、第2種低層住居専用地域の指定）を受けた農地となっております。

利用計画につきましては、宅地分譲6区画を整備する計画となっております。

申請者は不動産売買業を営む法人であります。綾川町内滝宮地区において、土地購入の問い合わせが多数寄せられているそうです。

申請地は、綾川町において用途地域として指定を受けている地域で、宅地化が進んでいる地域であり、周辺への影響も少ないことから候補地に選定し、土地所有者との間で話が整ったため本申請に至ったものです。

第3種農地であることや、国道32号線、琴電滝宮駅にも近いことから交通の便が良く、近隣には住宅団地があり、町役場、学校、大型商業施設も近く、住環境に優れていることから販売の見込みも十分にあり、事業計画も妥当であると考えられること、都市計画法の開発許可の事前協議も進めており、他法令の許可見込みもあることから、許可相当と判断しております。

【資金】土地代 2,500 万円、造成費 2,700 万円 合計 5,200 万円

<内訳>借入金 5,200 万円

【期間】許可後 R7.5.15～R8.5.14

【造成】盛土 良質花崗土 H=1.67～1.69m 切土 なし  
コンクリート擁壁 最大H=2m

【排水】雨水：各区画の雨水桝から整備地内道路側溝で集水、県道手前の横断排水路へ放流。

汚水：整備地内道路に下水管を埋設・集水し北側町道内下水道管に接続・放流。

【他法令許可】町建設課と、開発協議・法定外公共物協議を進めている。

【水利】

【隣接同意】なし

#### 議案第 2 号-2

地図・図面： 図面番号 5 条-2

権利設定 所有権移転

申請地： 田 934 m<sup>2</sup>外 4 筆 合計 4,193 m<sup>2</sup>。

地種： 2 種農地

併用地： なし

申請者： 【貸人】

【借人】

転用目的： 太陽光発電設備

用途： 太陽光発電設備

施設の概要： 太陽光発電設備平屋建て パネル 1,953 m<sup>2</sup>×795 枚

構内柱 0.05 m<sup>2</sup>、キュービクル 3.26 m<sup>2</sup>

面積計 1,555.95 m<sup>2</sup>

申請内容説明： 転用者は、で令和 3 年に設立、資本金 100 万円  
で、太陽光発電設備の開発、製造、販売また、電源装置、機器及びシステム  
開発等を経営する法人です。

転用目的は太陽光発電設備の設置で、所有権の移転をするものです。

申請場所は、駅から南へ 1.0 km 程に位置し、西側に県道  
線・川に接した第 2 種農地で、  
田 934 m<sup>2</sup>外 4 筆 合計 4,193 m<sup>2</sup>で、田が 1,366 m<sup>2</sup>、畑が 2,827 m<sup>2</sup>です。併せて  
利用する土地は、ありません。

利用計画は、太陽光発電設備 1 基 パネル枚数 795 枚 1,552.64 m<sup>2</sup> 引込  
柱 1 本 0.05 m<sup>2</sup> キュービクル 1 基 3.26 m<sup>2</sup> 合計 1,555.95 m<sup>2</sup>で、発電出力  
は最大 240kw の計画となっております。



【資金】土地代 200 万円、造成費 200 万円 建築費 2,300 万円  
合計 2,700 万円

<内訳>自己資金 2,700 万円

【期間】R7.4.15～R7.10.31

【造成】盛土 良質花崗土 H=0.3～0.5m 切土 なし  
県道との境界ブロック基礎 最大H=0.3m

【排水】雨水：溜桝設置集水し北側の県道側溝へ放流。

汚水：合併浄化槽設置処理し、処理水を雨水溜桝から北側県道側溝へ放流。

【他法令許可】県道協議中（事前協議済）

【水利】

（直接放流は無いが同意をもらっている。）

【隣接同意】

#### 議案第 2 号-4

地図・図面： 図面番号 5 条-4

権利設定 所有権移転

申請地： 田 2,480 m<sup>2</sup>外 7 筆 合計 4,554.48 m<sup>2</sup>

地種： 3 種農地

併用地： 宅地 5332.08 m<sup>2</sup>、用悪水路 4 筆 90.28 m<sup>2</sup>、用途廃止農道 23.35 m<sup>2</sup>  
計 5,445.71 m<sup>2</sup>

申請者： 【譲渡人】

【譲受人】

転用目的： 工場用地

用途： 工場用地

施設の概要： 新築工場平屋建て 1 棟 2979.05 m<sup>2</sup>、既存工場平屋建て 1 棟 2570.56 m<sup>2</sup> 合計  
5549.61 m<sup>2</sup>

申請内容説明： 転用者は、で昭和 6 1 年に設立、資本金 1 千万円  
で、麺類の製造販売を営する法人です。

転用目的は工場用地で、所有権の移転をするものです。

申請地は、外 7 筆で、駅から  
西へ約 300mに位置した第 3 種農地で、転用面積は、田 4,554.48 m<sup>2</sup>、併  
せて利用する土地 5,445.71 m<sup>2</sup>、合計 10,000.19 m<sup>2</sup>となります。

利用計画につきましては、工場用地への転用計画で、工場 1 棟 平屋建  
2,979.05 m<sup>2</sup>を建築する計画となっております。

資金計画は、土地代 2,000 万円、造成費 4,000 万円、建築費 2 億 4,000 万  
円、合計 3 億円で、全額自己資金で賄うものです。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、綾川町に主たる事務所を置く麺類等の食料品の製造販売業を営む法人です。

令和4年に当該申請地のすぐ隣へ梱包・配送を目的とした工場用地を転用整備し営業しておりましたが、近年のさらなる需要拡大を受け生産スペースの増加を検討し、新たな工場の建築を計画したものです。

新設する工場は既存の工場と同様、梱包作業のみを行う工場であり、綾川町内に2か所ある既存の製造工場で出来上がった製品を、この新設工場等へ輸送し、梱包作業のみを分けて行う計画となっています。十分な梱包スペースを確保することで、既存製造工場での生産ラインの確保、並びに出荷作業の効率化を見込んでいます。

申請地は2か所ある既存工場の間位置し、どちらからも1kmほどの距離にあります。また、国道32号から100mほど西へ入った町道[ ]線に隣接する場所であるため、交通の便が良く、周囲への影響も少ない適地であるとして選定し申請に及んだものです。

候補地の比較検討が適切になされていること、転用の確実性が確認でき事業計画が妥当であると考えられること、さらに、隣接同意、地元水利組合の同意、都市計画法の開発許可の事前協議も了とされており、他法令の許可見込みもあることから、許可相当と判断しております。

【資金】土地代2,000万円、造成費4,000万円 建設費2億4,000万円  
合計3億円

<内訳>自己資金3億円

【期間】R7.5.1～R8.4.30

【造成】盛土 良質花崗土H=1.0～1.7m 切土 なし  
コンクリート構造物 H=1.5m～2.3m

【排水】雨水：溜桝設置集水し南・北・東側に隣接する水路へ放流。  
汚水：なし。

【他法令許可】都市計画法の開発協議の事前申請中。  
法定外公共物（農道）の寄付、払下申請中。

【水利】[ ]

【隣接同意】[ ]

#### 議案第2号-5

地区・図面： [ ] 図面番号5条-5  
権利設定 所有権移転  
申請地 : [ ] 田 487 m<sup>2</sup> 合計 487 m<sup>2</sup>  
地種 : 2種農地  
併用地 : なし

申請者 : 【譲渡人】 [REDACTED]  
【譲受人】 [REDACTED]  
[REDACTED]

転用目的 : 農業用施設  
用途 : 農業用施設  
施設の概要 : 倉庫平屋建て 1 棟 129 m<sup>2</sup>、事務所平屋建て 1 棟 39 m<sup>2</sup>  
合計 168 m<sup>2</sup>

申請内容 : 申請者は、H30 年に法人を立ち上げ近隣で農地を集約・営農している [REDACTED]  
説明 [REDACTED] で、これまで農業用機械や資材の保管を組合員の施設  
を利用していましたが、施設規模拡大に伴い新たな保管施設が必要になり検討し  
ていたが、当該申請地の所有者と協議が整い、耕作地の中央に位置している  
こともあり作業の効率化が図れることから申請に至った。

【資金】 土地代 50 万円、造成費 100 万円 建築費 500 万円  
合計 650 万円  
<内訳> 自己資金 650 万円

【期間】 R7. 4. 1～R8. 3. 31  
【造成】 盛土 なし 切土 なし  
現状地盤高で表土を改良しコンクリート仕上げ

【排水】 雨水：敷地内水路へ集水し、東側・北西側水路へ放流。  
汚水：なし。トイレは工所用簡易トイレの為、汚水の発生無し。

【他法令許可】 なし  
【水利】 [REDACTED]  
[REDACTED]

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長（笹川）

議案第 2 号についてご質問はありますか。

滝川委員

議案の中の、「農振」欄に、農振地域とあるが、転用しようとする農地が農振地域の農用地である場合は、転用前に農用地利用変更（農振除外）が必要ということですね。

事務局

おっしゃるとおりです。綾川町では、用途地域指定地を除いてほぼ全域が農振地域として位置づけられており、その中でも農用地として指定されている区域があります。転用しようとする場合は、農地が農用地として指定されておれば、事前に綾川町農業振興地域整備計画に係る、農用地利用計画の変更、いわゆる“農振除外”が必要になるため、転用相談の折には、まず農用地かどうかご照会いただきたい。



【 三好委員退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。案件第4～5号について、説明します。

P.7～8をご覧ください。

議案第4号-4～5

所在： ██████████ 田 769 m<sup>2</sup>外2筆 合計 1,672 m<sup>2</sup>

利用権： 使用貸借権

貸付人： 4号 ██████████

5号 ██████████

借受人： ██████████

借受人経営面積： 15,088 m<sup>2</sup>

利用目的： 水稲

賃料： なし

期間： R7.3.1～R10.2.29（3年間）

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第4号、5号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の案件第4号、案件第5号の2案件について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 三好委員入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.6～11 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数：10 件 合計 12,206 m<sup>2</sup>

内訳

新規契約： 1～2 番 2 件 2,206 m<sup>2</sup>

更新契約： 3、6～12 番 8 件 10,000 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長（笹川）

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長（笹川）

続きまして、議案第 5 号についてですが、案件第 26 号に 松内利和委員に関する案件が含まれています。

審議の間、松内委員はご退室をお願いします。

【 松内委員退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第 5 号、農地機構を通じた利用権設定の案件第 26 号について、説明します。P.26 をご覧ください。



変更契約： なし

貸付先としましては、1番を[ ]氏へ、2番を[ ]氏へ、3～4番を[ ]へ、5番を[ ]氏へ、6～7番を[ ]氏、8～11番を[ ]氏へ、12番を[ ]氏へ、13番を[ ]氏へ、14番を[ ]氏、15番を[ ]氏へ、16～20番を[ ]氏へ、21～23番を[ ]氏へ、24番を[ ]氏へ、25番を[ ]へ、27～30番を[ ]氏へ、31番を[ ]へ、32～34番を[ ]へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長（笹川）

議案第5号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長（笹川）

続きまして、議案第6号についてですが、案件第25号、29号に 滝川廣男委員、案件第37号に 國重義廣委員に關係する案件が含まれています。

まず、案件第25号、29号の審議の間、滝川委員はご退室をお願いします。

【 滝川委員退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第6号、農用地利用集積等促進計画の公告の案件第25号及び29号について、説明します。なお、本議案については、農地機構を通じた貸借権設定に関する議案であり、地域計画が作成された4月以降に貸借期間が開始するため、議案の名称が変更しているもので、これまでよりも事務処理に期間を要することから1月早く審議しております。P.40及びP.42をご覧ください。

案件第25号

所在： [ ] 田 1,050 m<sup>2</sup> 外1筆 合計2,579 m<sup>2</sup>

利用権： 貸借権

貸付人： [ ]

借受人： [ ]

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 水稻・麦

賃料： 年間10a当り5,000円



議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第 37 号案件について、説明します。先ほども説明しましたが、本議案については、農地機構を通じた貸借権設定に関する議案であり、地域計画が作成された 4 月以降に貸借期間が開始するため、議案の名称が変更しているもので、これまでよりも事務処理に期間を要することから 1 月早く審議しております。P. 45 をご覧ください。

第 37 号案件

所在： [REDACTED] 田 1,431 m<sup>2</sup>

利用権： 賃貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 水稻・麦

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R7.4.1～R17.3.31 (10 年間)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 37 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の案件第 37 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 國重委員入室 】

議長

それでは、事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.31～P.46をご覧ください。

契約件数： 35件 合計 92,995 m<sup>2</sup>

新規契約： 5～6、9～10、13、15、17～21、26、28、30～36、38番  
21件 53,584 m<sup>2</sup>

更新契約： 1～4、7～8、11～12、14、16、22～24、27番  
14件 39,411 m<sup>2</sup>

変更契約： なし

貸付先としましては、1～4番を■■■■■■■■■■へ、5番を■■■■氏へ、6番を■■■■氏へ、7～8番を■■■■氏へ、9番を■■■■氏、10番を■■■■氏へ、11～14番を■■■■氏へ、15番を■■■■■■■■■■氏へ、16番を■■■■氏、17番を■■■■氏へ、18～19番を■■■■氏へ、20～21番を■■■■氏へ、22～24番を■■■■氏へ、26番を■■■■氏へ、27番を■■■■氏へ、28番を■■■■氏へ、30番を■■■■■■■■■■へ、31番を■■■■氏へ、32番を■■■■氏へ、33～36番を■■■■■■■■■■へ、38番を■■■■氏へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長（笹川）

議案第6号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長（笹川）

続きまして、議案第7号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第7号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、除外案件が1件です。

議案第7号-1（除外）

地図・図面： ■■■■■■■■■■ 農振除外-1

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [redacted] 田 798 m<sup>2</sup>のうち 390 m<sup>2</sup>

併用地：排水経路

[redacted] 田 及び 隣接農道 合計 12 m<sup>2</sup>

合計事業面積 402 m<sup>2</sup>

除外前用途： 田

除外後用途： 分家住宅

土地所有者： [redacted]

土地利用者： [redacted]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 分家住宅 住宅平屋建 1棟 109.50 m<sup>2</sup>

【資金内訳】 土地代 0万円、造成費 600万円、建築費 3,400万円

合計 4,000万円 <内訳>自己資金 0万円、借入金 4,000万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、現在借家にて夫婦と子ども1人の3人で居住しているものの、子どもが生まれ借家では手狭になったことから家を建てる計画をしたものです。妻の実家の近くで所有地を検討した結果、申請地が実家からも近く、所有地の中では最も縁辺部に位置する農地であったことから選定したものです。

【工事着工時期】 令和7年6月 【供用開始時期】 令和7年12月

【造成】 盛土 花崗土H=0.70m 切土 なし

コンクリート擁壁 H=1.00~1.90m 法面 なし

【排水】 雨水：溜桝を設置し暗渠排水により農地内を東側に抜け西側の法定外道路の下を  
通って南側水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置

【利用率】 敷地面積（有効利用）390 m<sup>2</sup>、建築面積 109.50 m<sup>2</sup> 28.07%（≧22%）

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び内場池土地改良区の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（笹川）

議案第7号についてご質問はありませんか。



【利用率】敷地面積（有効利用）390 m<sup>2</sup>、建築面積 109.50 m<sup>2</sup> 28.07%（≧22%）

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び内場池土地改良区の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（笹川）

報告第1号について、ご質問はありませんか。

滝川委員

今回のように、借受人が解約し、農地機構が農地を保有する場合、農地の草刈等の管理は農地機構が実施していただけるのか。

農地機構

本来は、借り受けていた者が、草刈・耕運など実施し返すのが本来である。ただ、その管理をしないままの解約・返却であったり、返却後、農地機構が保有することになるので、管理するよう検討している。

議長（笹川）

その他に質問はありませんか。

委員一同

なし

議長（笹川）

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案のうち、

議案第4号の案件第4号、5号 議案第5号の案件第26号 議案第6号の案件第25、29、37号を除く 議案第1号から議案第7号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長（笹川）

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

会長（笹川）

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 11 回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 3 時 10 分 閉会

議事録署名人

議長

---

委員

---

委員

---